

## 土地開発公社の設立、定款の変更及び解散の認可の基準並びに標準処理期間

### 第1 土地開発公社の設立を認可する場合

土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)第1条第1項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 設立趣意書については、土地開発公社の設立目的及び必要性が記載されていること。
- 2 定款については、次に定める基準に適合していること。

- (1) 設立団体(法第13条第2項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の議会の議決を経ていること。
- (2) 当該公社を設立する具体的な目的が記載されていること。
- (3) 名称中に「土地開発公社」という文字が用いられていること。
- (4) 設立団体と異なる出資団体がある場合、定款上区別して明記していること。
- (5) 主たる事務所と従たる事務所がある場合、いずれも記載されていること。
- (6) 役員については、次に定める基準に適合していること。

ア 理事及び監事を置くこと。

イ 役員の定数が定められていること。

ウ 役員の任期が2年から4年程度であること。

エ 任期途中で欠けた役員の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間となること。

オ 再任できること。

カ 同一人が監事と理事を兼ねることが禁止されていること。

キ 任命権者の許可が無い限り、営利企業等への従事が禁止されていること。

ク 理事の職務権限が定められていること。

ケ 役員となるべき者を、ある職にある者をもって充てる規定がないこと。

コ 理事長が、設立団体の長以外の者であること。

- (7) 業務の範囲を明記していること。

- (8) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項は、次に定める基準に適合していること。

ア 共同設立の場合、各地方公共団体の出資額が明らかになっていること。

イ 事業年度、財務諸表、利益及び損失の処理、余裕金の運用、予算の弾力運用等について定められていること。

- (9) 公告について、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

- (10) 解散に伴う残余財産の帰属が、土地開発公社に出資した額に応じて行われること。

- (11) 理事会を設置する場合、設置及び構成、招集、理事会の議事、理事会の議決事項等に関する規定を設けていること。

- 3 設立団体の予算書については、出資金が、原則として1,000万円以上2,000万円以

下であることが確認できること。

- 4 出資財産目録については、設立団体が、基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
- 5 予定事業一覧については、次に定める基準に適合していること。
  - (1) スケジュールや資金計画等が適切に見込まれており、実現性があること。
  - (2) 具体的な用途が決まった土地取得及び処分計画となっていること。
  - (3) 設立団体以外の者が行う公共・公用施設の用に供する土地については、地域の環境整備、都市計画上の必要、跡地の有効利用、地域住民の利便の促進等、地域の秩序ある整備を図る上での効果について、地方公共団体の意向が尊重されていること。
- 6 設立団体の財政状況については、土地開発公社の事業実施期間において、次に定める基準に適合していること。
  - (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下この項において「健全化法」という。）に定める将来負担比率が早期健全化基準を下回ること。
  - (2) 平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」別紙 1（第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法）における「4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク」が、健全化法に定める実質赤字比率の早期健全化基準を下回ること。
- 7 業務方法書については、次に定める基準に適合していること。
  - (1) 土地の売買契約を締結する際の基準となるべき事項が定められていること。
  - (2) 業務の執行に関する基本的な事項が定められていること。
- 8 設立団体が、主として法第 17 条に規定する業務を行う法人を設立していないこと。

## 第 2 土地開発公社の定款の変更を認可する場合

土地開発公社の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 設立団体の議会の議決を経ていること。
- 2 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。
- 3 第 1 の 2 に定める基準に適合していること。
- 4 当該定款変更に対応し、必要に応じ公社の事業計画及び資金計画その他必要な事項について見直しがなされていること。

## 第 3 土地開発公社の解散を認可する場合

土地開発公社の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 設立団体の議会の議決を経ていること。
- 2 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

- 3 残余財産がある場合、土地開発公社に出資した額に応じて分配されること。
- 4 債務超過にないこと。

#### 第4 標準処理期間

土地開発公社の設立、定款の変更及び解散の申請から認可までの標準処理期間は、おおむね30日とする。